法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

改正する。 法人の県民税の特例に関する条例(昭和五十年広島県条例第九号)の一部を次のように

第二条中「平成十七年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。